

## 大阪大学産業科学研究所放射線障害予防規程

### 1. 総則

第1条 この規程は大阪大学放射線障害予防通則第7条に基づき、大阪大学産業科学研究所放射性同位元素等使用施設（以下「使用施設」という。）の放射性同位元素（以下「R I」という。）及び放射性同位元素又は放射線発生装置から発生した放射線により生じた放射線を放出する同位元素によって汚染された物（以下「R I 等」という。）、並びに放射線発生装置の取扱いに関する事項を定め、これらによる放射線障害を防止し、公共の安全を確保することを目的とする。

（適用範囲）

第2条 この規程は大阪大学産業科学研究所（以下「研究所」という。）の放射線施設に立ち入るすべての者に適用する。

（用語の定義）

第3条 この規程において用いる用語の定義は次のとおりとする。

(1) 「放射線施設」：研究所にあって、放射性同位元素等の規制に関する法律（昭和32年法律第167号。以下「R I 規制法」という。）施行規則（昭和35年総理府令第56号。以下「施行規則」という。）第1条第9号に定める使用施設、貯蔵施設、廃棄施設をいう。

(2) 「放射線取扱業務」：R I 等の取り扱い（使用、保管、運搬、廃棄）、放射線発生装置の取扱い及び管理又はこれに付随する業務を言う。

(3) 「放射線業務従事者」：R I 等又は放射線発生装置の取り扱い、管理又はこれに付随する業務に従事するため、管理区域に立ち入る者をいう。

(4) 「一時立入者」：放射線業務従事者以外のもので一時的に管理区域に立ち入る者をいう。

(5) 「総長」：法人の代表者である学長

(6) 「研究所長」：大阪大学産業科学研究所所長であり、当該研究所の放射線施設の責任者である。

(7) 「施設長」：量子ビーム科学研究施設の長であり、放射線施設の安全管理上必要な措置を講ずる。

(8) 「放射線管理室」：量子ビーム科学研究施設の放射線管理室をいう。

（他の規則との関連）

第4条 R I 等及び放射線発生装置の取扱いに係る保安については、この規程に定めるもののほか、次に掲げる規則等の定めるところによる。

- (1) 大阪大学放射線障害予防通則
- (2) 大阪大学放射性同位元素等取扱者登録実施要項
- (3) 大阪大学放射性同位元素等取扱者の健康診断実施要項
- (4) 大阪大学放射性同位元素等運搬要項
- (5) 大阪大学個人被ばく線量の測定要項
- (6) 産業科学研究所防火・防災管理内規

（細則等の制定）

第5条 施設長は、R I 規制法及びこの規程に定める事項の実施について、次の規程等を定めるものとする。

- (1) 産業科学研究所放射線障害予防規程細則（以下「予防規程細則」という。）
- (2) 産業科学研究所放射線安全委員会規程
- (3) 量子ビーム科学研究施設利用規則
- (4) 緊急時対応措置要領

（遵守等の義務）

第6条 放射線業務従事者及び一時立入者は、第10条に定める放射線取扱主任者が放射線障害防止のために行う指示を遵守し、その指示に従わなければならない。

- 2 量子ビーム科学研究施設利用規則を遵守しなければならない。

## 2. 組織及び職務

(安全管理組織)

第7条 研究所におけるR I等又は放射線発生装置の取扱いの安全管理に従事する者（R I等又は放射線発生装置の取扱いに従事する者の管理を含む。）に関する組織は別図1のとおりとする。

(産業科学研究所放射線安全委員会)

第8条 放射線障害の予防に必要な事項を審議するため、産業科学研究所放射線安全委員会（以下「委員会」という。）を置く。

2 委員会の規程は別に定める。

(研究所長)

第9条 研究所長は次の事項について責任を持たなければならない。

2 研究所長は放射線施設の放射線障害防止に関して主導する。

3 研究所長は放射線障害の防止に関し、放射線取扱主任者の意見を尊重しなければならない。

4 研究所長は放射線施設の安全管理上必要な措置を講ずる。

5 研究所長は第8条に定める委員会がこの規定に基づき行う答申又は意見具申を尊重しなければならない。

(放射線取扱主任者)

第10条 放射線障害発生防止について、総合的な監督を行わせるため、R I規制法に規定する放射線取扱主任者（以下「主任者」という。）を1名以上置く。業務内容は予防規程細則第2条に示す。

2 主任者が旅行、疾病その他の事故によりその職務を行うことができない場合は、その期間中その職務のすべてを代行させるため、主任者の代理者（以下、「代理者」という）を選任するものとする。

3 主任者及び代理者の任命については、研究所職員のうち、第1種放射線取扱主任者免状を有する者の中から総長が行うものとし、総長はこれを研究所長に専決させるものとする。また解任する場合は研究所長の解任理由に基づき、総長が解任する。尚、30日以上、主任者が職務を行えない場合は、原子力規制委員会に代理者の選任の届出をし、また、解任した場合は解任の届出をしなければならない。

4 主任者は研究所における放射線障害の防止に関し、次の事項についての指導監督を行うほか、研究所長・施設長へ意見の具申を行う。

(1) 予防規程及び予防規程細則の制定及び改廃への参画

(2) 放射線障害防止上重要な計画作成への参画

(3) 教育及び訓練の計画等に対する指導及び指示

(4) 危険時の措置等に関する対策への参画

(5) 法令に基づく申請、届出、報告の審査

(6) 立入検査等の立会い

(7) 異常及び事故の原因調査への参画

(8) 研究所長に対する意見の具申

(9) 施設、使用状況等及び帳簿、書類等の審査

(10) 放射線業務従事者への監督・指導

(11) 関係者への助言、勧告及び指示

(12) 放射線安全委員会開催の要求

(13) その他放射線障害防止に関する必要事項

5 主任者は、放射線業務従事者が関係法令、予防規程若しくは主任者の指示等に違反し、または取り扱い能力に欠けると認められる場合は、当該放射線業務従事者の放射線取扱業務を制限し、又は許可を取り消すことを研究所長に勧告することができる。

6 総長は選任されている主任者に対して次に定められた期間ごとに定期講習を受講させなければならない。

(1) 主任者選任日から1年以内（ただし、主任者選任日の前年度に受講した者は、その受講日の翌年度の開始日から3年以内）

(2) 主任者選任後、定期講習を受講した者にあつては、当該受講日の翌年度の開始日から3年以内（安全管理責任者）

第11条 放射線施設に、安全管理責任者を置く。

2 安全管理責任者は放射線管理に関する業務を総括する。

3 安全管理責任者には施設長を充てる。

4 総括した結果は、主任者及び研究所長に報告しなければならない。

（安全管理担当者）

第12条 放射線管理業務を行うため、安全管理担当者を置く。

2 安全管理担当者は安全管理責任者が任命する。

3 安全管理担当者は、主任者及び安全管理責任者との連携を密にし、予防規程細則第3条に掲げる業務を行う。

4 前項の業務及びこれらに係る改善措置は、必要に応じ、外部業者に請け負わせることができる。

（施設管理責任者）

第13条 施設管理責任者は放射線施設の維持及び管理を総括する。

2 施設管理責任者には施設長を充てる。

（施設管理担当者）

第14条 施設管理業務を行うため施設管理担当者を置く。

2 施設管理担当者は施設管理責任者が任命する。

3 施設管理担当者は、主任者及び放射線施設責任者との連携を密にし、予防規程細則第4条に掲げる業務を行う。

4 前項の業務及びこれらに係る改善措置は、必要に応じ、外部業者に請け負わせることができる。

（放射線業務従事者の登録等）

第15条 研究所においてR I 等又は放射線発生装置の取扱等業務に従事する者は、大阪大学放射性同位元素等取扱者登録実施要項に従って登録されなければならない。

2 前項の規定により登録された者以外の者は、放射線取扱業務に従事し、又は使用施設若しくは管理区域に立ち入ってはならない。ただし、一時立入者はこの限りでない。

3 研究所長は、放射線業務従事者が関係法令、この規程若しくは主任者の指示等に違反し、又は取扱能力に欠けると認められる場合は、当該放射線業務従事者の取扱等業務を制限し、又は許可を取り消すことができる。

4 研究所長は、放射線業務従事者が配置換え、転出又は退職等により異動する場合は、当該放射線業務従事者の取扱等に係るR I 等の他の放射線業務従事者への引継、廃棄その他必要な措置を講じなければならない。

### 3. 放射線施設の維持及び管理

（管理区域）

第16条 研究所長は、放射線障害の防止のため、施行規則第1条第1号に定める場所を管理区域として指定する。

2 安全管理責任者は次に定める者以外の者を管理区域に立ち入らせてはならない。

(1) 放射線業務従事者として登録された者

(2) 見学者等で一時立入者として放射線管理室が認めた者

（管理区域における遵守事項）

第17条 管理区域に立ち入る者は次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 定められた出入口から出入りすること。
- (2) 管理区域への立ち入り及び退出、取扱等を記録すること。
- (3) 個人被ばく線量計を指定された位置に着用すること。
- (4) 管理区域内において飲食、喫煙等被ばくのおそれのある行為を行わないこと。
- (5) 放射線業務従事者は、主任者及び安全管理責任者が放射線障害を防止するために行う指示、その他、施設の保安を確保するための指示に従うこと。
- (6) 一時立入者は、主任者、安全管理責任者及び放射線業務従事者が放射線障害を防止するために行う指示、その他、施設の保安を確保するための指示に従うこと。
- (7) 量子ビーム科学研究施設利用規則を遵守しなければならない。

2 安全管理責任者は管理区域の入口の目につきやすい場所に取扱いに係る注意事項を掲示し、管理区域に立ち入る者に遵守させなければならない。

(一時的管理区域解除)

第18条 放射線発生装置使用施設における修理その他で一時的に管理区域を解除する(施行規則第22条の3を適用する。)場合は、委員会で審議の上、原子力規制委員会に申請しあらかじめ承認を得ておかななければならない。

2 予防規程細則第5条で定められた手順に従って前項で承認を得た範囲の全部または一部を管理区域ではないとみなすことができる。

(自主点検)

第19条 研究所長は、予防規程別表1～3に従い、少なくとも半年に1回以上定期的に放射線施設の巡視、点検を行わなければならない。

- 2 施設管理担当者は、前項の点検の結果を施設管理責任者に報告しなければならない。
- 3 施設管理担当者は、前項の自主点検の結果、異常を認めたときは、その状況及び原因を調査し、必要な応急措置を講ずるとともに、別表4に措置の内容を記入して施設管理責任者に通報しなければならない。
- 4 前項の通報を受けた施設管理責任者は、主任者を經由して研究所長に報告しなければならない。
- 5 研究所長は前項の報告の内、所内で対処できない異常については総長に報告しなければならない。

第20条 研究所長は、予防規程細則5条4に従い、放射線測定機器類や安全管理用具等の点検項目について定期的に自主検査を行わなければならない。

- 2 安全管理担当者は、自主検査の結果を安全管理責任者に報告しなければならない。
- 3 安全管理担当者は、前項の自主検査の結果、異常を認めたときは、修理等必要な措置を講じるとともに、安全管理責任者に報告しなければならない。
- 4 安全管理責任者は前項の報告を受けたときは、その報告結果を取りまとめて主任者を經由して研究所長に報告しなければならない。
- 5 研究所長は前項の報告の内、所内で対処できない異常については総長に報告しなければならない。

(修理、改造)

第21条 施設管理責任者及び安全管理責任者は、それぞれが所管する設備、機器について修理、改造、除染等を行うときは、その実施計画を作成し、主任者、研究所長の承認を受けなければならない。ただし、保安上特に影響が軽微と認められるものについてはこの限りではない。

- 2 研究所長は前項の承認を行おうとするときにおいて、必要があると認めるときは、その安全性、安全対策等につき委員会に諮問するものとする。
- 3 施設管理責任者及び安全管理責任者は、第1項の修理、改造、除染等を終えたときは、その結果について主任者を經由して研究所長に報告しなければならない。

#### 4. 使用

(密封されたR I・放射線発生装置の使用)

第22条 密封されたR I (以下「密封R I」という。)を使用する者、並びに放射線発生装置を使用する者は、安全管理責任者の管理のもとに、予防規程細則第6条、第7条に掲げる事項並びに量子ビーム科学研究施設利用規則を遵守しなければならない。

#### 5. 保管、運搬及び廃棄

(R I等の受入れ・払出し)

第23条 量子ビーム科学研究施設におけるR I等の受入れ、及び払出しに係る次の業務は、放射線管理室で行わなければならない。

- (1) 購入したR Iの受入れ。
- (2) 他事業所からのR I等の譲り受け。
- (3) 他事業所へのR I等の譲り渡し。
- (4) 不要となった密封R I等の研究所外への搬出。

2 安全管理責任者は、主任者の指示を受けて、第1項に定めるR I等の受入れ・払出しを確認し、記録しなければならない。

(R I等の持ち込み、持ち出し等)

第24条 放射線業務従事者は、R I等を放射線施設内に持ち込み、または放射線施設外に持ち出す場合には、主任者の許可を得なければならない。

(保管)

第25条 R Iは所定の貯蔵室又は貯蔵箱に貯蔵すること。

- 2 貯蔵室又は貯蔵箱にはその貯蔵能力を超えてR Iを貯蔵しないこと。
- 3 貯蔵箱及び耐火性の容器はR Iを保管中に、これをみだりに持ち運ぶことができないようにするための措置を講ずること。
- 4 密封R Iであって機器に装備されているものは、装備した状態で保管し、シャッター機構のあるものは、保管中容器のシャッターを閉止すること。
- 5 貯蔵施設の目につきやすい場所に、放射線障害の防止に必要な注意事項を掲示すること。

(放射化物の保管)

第26条 放射線発生装置から取外し再使用する意図のある放射化物を保管する場合、その種類、数量等を第31条で保守された放射線測定機器を使用して測定し、放射線管理室に申し出て保管方法等を打ち合せた後、放射化物保管設備に保管し、記帳を行うこと。

2 放射化物を放射化物保管設備に保管する場合は、放射化物保管設備に汚染が拡大しないような措置を講ずること。

(管理区域内における運搬)

第27条 管理区域においてR I等を運搬しようとするときは、危険物との混載禁止、転倒、転落等の防止、汚染の拡大の防止、被ばくの防止、その他保安上必要な措置を講じなければならない。

(研究所内における運搬)

第28条 研究所内においてR I等を運搬しようとするときは、主任者の指示を受け、大阪大学放射性同位元素等運搬要項に従い適切に措置を講じなければならない。

(研究所外における運搬)

第29条 研究所外においてR I等を運搬しようとするときは、主任者及び研究所長の承認を受けると共に、大阪大学放射性同位元素等運搬要項に定める基準に適合する措置を講じ、専門の運搬業者に委託しなければならない。

(R I等の廃棄)

第30条 不用品の密封RIは販売業者に引き渡すことによって行わなければならない。

## 6. 測定

(放射線測定機器の保守)

第31条 研究所長は、予防規程細則別表1に定めた放射線測定機器について、予防規程細則第8条に基づき正常な機能を維持するよう保守を行い、測定の信頼性を確保しなければならない。

(場所の測定)

第32条 研究所長は放射線障害のおそれのある場所について、放射線の量及びRIによる汚染の状況の測定を予防規程細則第9条に従って行い、その結果を評価し記録しなければならない。ただし、測定が著しく困難な場合は計算によってその値を算出しなければならない。

2 放射線の量の測定は原則として1センチメートル線量当量率又は1センチメートル線量当量について、第31条で保守された放射線測定器を使用して行わなければならない。

3 密封RI（下限数量の1,000倍を超える数量）取扱施設の測定は次の各号に従い行わなければならない。

(1) 放射線の量の測定は予防規程細則第9条に従い行うこと。

(2) 実施時期は取扱開始前に1回、取扱開始後には、1月を超えない期間ごとに1回行うこと。

4 放射線発生装置使用施設の測定は次の各号に従い行わなければならない。

(1) 放射線の量の測定は予防規程細則第9条に従い行うこと。

(2) 実施時期は取扱開始前に1回、取扱開始後には、6月を超えない期間ごとに1回行うこと。

5 予防規程細則第9条2に定める項目について測定結果を記録し、安全管理責任者が5年間保存しなければならない。

(個人被ばく線量の測定)

第33条 研究所長は、管理区域に立ち入る者に対して適切な個人被ばく線量計を着用させ、「大阪大学個人被ばく線量の測定要項」に従って測定の信頼性を確保して個人被ばく線量を測定しなければならない。その測定結果から実効線量及び等価線量を算定する。ただし、個人被ばく線量計を用いて測定することが著しく困難な場合は、計算によってこれらの値を算出することとする。一時立ち入る者には、被ばく線量について100マイクロシーベルトを超えるおそれのないときはこの限りではない。

2 放射線業務従事者は個人被ばく線量測定のための放射線測定器を着用しなければならない。

(記録の保管と交付)

第34条 研究所長は個人被ばく線量の記録を永年保存しなくてはならない。ただし、当該記録の対象者が従事者でなくなった場合又は当該記録を5年間保存した後においてこれを法が定める指定機関に引き渡すときにはこの限りではない。

2 研究所長は個人被ばく線量の記録の写しを記録のつど本人に交付しなければならない。

## 7. 教育及び訓練

(教育及び訓練)

第35条 研究所長は管理区域に立ち入る者及びRI等(管理区域外使用区域における下限数量以下の放射性物質の取扱いを含む。)又は放射線発生装置の取扱等業務に従事する者に対し、本予防規程の周知等を図るほか、放射線障害の発生を防止するために必要な教育及び訓練を実施しなければならない。

2 前項の規定による教育及び訓練は次の各号の定めるところによる。

(1) 実施時期は次のとおりとする。

ア 放射線業務従事者として登録する前

イ 放射線業務従事者として登録した後にあっては登録後、前回の受講日の属する年度の翌年度の開始日から1年以内

(2) 施設長は前号ア並びにイについて、予防規程細則第10条に従って委員会が施設の状況にもとづき定めた、次に掲げる項目を実施すること。

ア 放射線の人体に与える影響

イ R I 等又は放射線発生装置の安全取扱

ウ R I 規制法及び放射線障害予防規程

エ その他放射線障害防止に関して必要な事項

前号アについては、本号ア、イ、ウの時間数をそれぞれ30分以上、1時間以上、30分以上とし、前号イについては、時間数の制限を設けない。

3 前項の規定にかかわらず前項第2号に掲げる実施項目に関して、予防規程細則第10条2に定める十分な知識及び技能を有していると認められる者に対しては、施設長は安全管理責任者と主任者と協議の上、教育及び訓練の一部を省略することができる。その場合は、教育訓練受講記録に省略理由を記載しなければならない。

4 研究所長は管理区域に一時的に立ち入る者を一時立入者として承認する場合は、当該立入者に対して放射線障害の発生を防止するために必要な教育を、予防規程細則第10条3に定める通り実施しなければならない。

5 教育及び訓練の項目内容については安全管理責任者が主任者と協議の上作成し、委員会の承認を得ること。また、研究所長は委員会で決まった方針に従い、内容の変更及び改善を行うこと。

## 8. 健康診断

(健康診断)

第36条 研究所長は、「大阪大学放射性同位元素等取扱者の健康診断実施要項」により放射線業務従事者に健康診断を受けさせ、健康診断を受けた者に対して、健康診断のつど記録の写しを本人に交付する。健康診断の記録は大阪大学ウェルネス推進機構健康支援相談センター長が保管する。

2 研究所長は、大阪大学ウェルネス推進機構健康支援相談センター長及び主任者の意見に基づき放射線障害を受けた者又は受けたおそれのある者に対して、その程度に応じ次の措置をとる。

要注意 作業時間の短縮

作業内容の制限

要制限 配置転換

要療養 休養加療

(放射線障害を受けた者等に対する措置)

第37条 研究所長は放射線業務従事者が放射線障害を受け、又は受けたおそれのある場合には、主任者及び医師と協議しその程度に応じ、管理区域への立入時間の短縮、立入りの禁止、配置転換等健康の保持等に必要な措置を講じるとともに、その結果をウェルネス推進機構安全衛生管理部を経由して総長に報告しなければならない。

2 研究所長は放射線業務従事者以外の者が放射線障害を受け、又は受けたおそれのある場合には、遅滞なく、医師による診断、必要な保健指導等の適切な措置を講じなければならない。

## 9. 記帳及び保存

(記帳)

第38条 使用施設にはR I等の受入れ、払出し、使用、保管、運搬、廃棄、放射線測定機器の保守、使用施設の点検測定及

び教育及び訓練にかかる事項を記載する帳簿を備え、当該者が記帳しなければならない。

- 2 安全管理責任者を記帳の実施責任者とする。
- 3 帳簿は毎年3月31日又は使用者等の廃止日等に閉鎖するものとし、研究所長の責任のもとに、安全管理責任者が5年間保存しなければならない。

## 10. 災害時及び危険時の措置

(事故等による原子力規制委員会への報告)

第39条 次の各号に掲げる事態の発生を発見した者は、別に定める緊急時対応措置要領に従い通報しなければならない。

- (1) R I等の盗取又は所在不明が発生した場合。
- (2) 気体状のR I等を排気設備において浄化し、又は排気することによって廃棄した場合において、濃度限度を超えたとき。
- (3) 次の線量が線量限度を超え、又は超えるおそれのあるとき。  
ア 使用施設内の人が常時立ち入る場所において人が被ばくするおそれのある線量  
イ 研究所の境界（及び研究所内の人が常時立ち入る場所）における線量
- (4) 管理区域内で火災が起こり、又はR I等に延焼のおそれがあるとき。
- (5) 使用その他の取扱いにおける計画外の被ばくがあったときであって、次の線量を超え、又は超えるおそれがあるとき。

ア 放射線業務従事者：5 mSv

イ 放射線業務従事者以外の者：0.5 mSv

(6) 放射線業務従事者について実効線量限度及び等価線量限度を超え、又は超えるおそれのある被ばくがあったとき。

(7) 管理下にないR I等が発見されたとき。

2 研究所長は前項の通報を受けたときは、その旨を直ちに、その状況及びそれに対する措置を10日以内に、総長を経由して、それぞれ原子力規制委員会に報告しなければならない。

(災害時の措置)

第40条 大規模自然災害（震度5以上の地震、風水害による家屋全壊（住家流出又は1階天井までの浸水、台風及び竜巻等による家屋全壊の場合）、火災等の災害が起こった場合には、産業科学研究所防火・防災管理内規、及び緊急時対応措置要領に定められた災害時の通報連絡体制に従い通報しなければならない。

2 研究所長は主任者、安全管理責任者及び施設管理責任者と協議の上、必要な応急措置を講じなければならない。

3 安全管理担当者及び施設管理担当者は予防規程別表1～3に示す自主点検項目について点検を行い、その結果を主任者、施設長及び研究所長に報告しなければならない。

4 研究所長は放射線施設の安全管理上必要な予算的措置を講ずること。

(危険時の措置)

第41条 前条で定めるもののほか、放射線障害が発生した場合又はそのおそれがある事態を発見した者は、産業科学研究所防火・防災管理内規、及び緊急時対応措置要領に従い、直ちに災害の拡大防止、通報及び避難警告等応急の措置を講じるとともに、主任者に通報しなければならない。

2 前項の事故等により通報を受けた主任者は、連絡体制に従って直ちに研究所長、関係者及び関係機関に連絡しなければならない。

3 研究所長は必要な応急措置を講じなければならない。

4 災害時の応急作業等の緊急作業に従事するのは放射線管理室員とする。

5 研究所長は緊急作業に従事する者に対して、緊急時の対応に関する教育及び訓練を受けさせなければならない。

6 研究所長は災害時に緊急作業に従事した者に対して、第36条と同様の措置を受けさせなければ

ならない。

### 1 1. 情報提供

(情報提供)

第42条 事故等の報告を要する放射線障害のおそれがある場合又は放射線障害が発生した場合(施行規則第28条の3に示されている事象)には、緊急時対応措置要領別図2に従って通報・連絡した上で、ウェルネス推進機構安全衛生管理部を通じて警察・消防・茨木市へ連絡しなければならない。

2 予防規程細則第11条に定める事故に係る情報提供項目を研究所ホームページ等に掲載し、公衆及び報道機関に情報提供する。

3 研究所長は情報提供内容については委員会の協議を経て決定することとする。

(放射線科学基盤機構長等との協力)

第43条 研究所長は、放射線科学基盤機構長及びウェルネス推進機構安全衛生管理部長と協力し、第40条第2項に規

定する応急の措置を講じ、並びに前条に規定する危険時又は事故時の情報提供を行う。

### 1 2. 応急の措置

第44条 研究所長は、放射線障害が発生した場合またはそのおそれがある場合に対して、あらかじめ主任者、安全管理責任者及び施設管理責任者との協議の上規定した緊急時対応措置要領に示されている想定される事象並びにその判断の基準、それに対する応急の措置の手順により、措置を講じなければならない。

2 事象発生 of 報告を受けた研究所長は、主任者と協議の上、あらかじめ定められた緊急時対応措置要領に基づきその有無を判断し、定められた手順に従い必要な措置を講じなければならない。

3 研究所長は、あらかじめ安全管理責任者または施設管理責任者に命じて、判断の基準を検知するために緊急時対応措置要領に従い、必要な設備または資機材を用意し、予防規程別表1～4に従い定期的に年1回以上点検を行い維持に努める。

4 応急の措置にかかわる作業に従事する者は原則として安全管理責任者を責任者とした放射線管理室員とする。

5 主任者、研究所長、総長は緊急時対応措置要領の別図に定められた通報手順により、迅速にその状況を関係機関に通報するとともに、遅滞なく原子力規制委員会に届け出なければならない。

6 研究所長は定められた応急の措置、手順に関する訓練を少なくとも年1回以上実施しなければならない。

7 安全管理担当者は緊急時対応措置要領に従って当該年度に実施する訓練の計画の策定、訓練の実施、実施した訓練の評価及び評価をふまえ改善に努める。安全管理責任者は、策定した訓練の計画、実施した訓練の内容、実施した訓練の評価及び評価を踏まえた改善結果の内容がわかるよう必要な記録を行う。

8 研究所長並びに主任者は、あらかじめ関係機関との連携関係を構築し、対応措置を規定する。

### 1 3. 業務の改善

(業務の改善)

第45条 研究所長はR I 等及び放射線発生装置の使用・管理等に係る安全性を向上させるため、委員会に放射線障害の防止に関する業務評価を実施させるものとする。

2 委員会は予防規程別表1～4及び緊急時対応措置要領表1の項目に従い放射線施設の安全点検及び改善活動に対し評価を行い、その結果を研究所長に報告しなければならない。

3 前項の結果の通知を受けた研究所長は、必要な改善を実施するとともに、評価結果と合わせ改善

結果も記録しなければならない。

4 研究所長は毎年安全点検計画書並びに報告書を大阪大学原子力研究・安全委員会放射線安全管理部に提出すること。

#### 14. 報告

(定期報告)

第46条 安全管理責任者は、毎年4月1日から翌年の3月31日までの期間についてR I規制法に定められた放射線管理状況報告書を別に定める放射線管理状況報告書作成マニュアルに従って作成し、主任者を経て研究所長に報告しなければならない。

2 研究所長は当該期間の経過後3月以内に総長を経由して、原子力規制委員会に届け出なければならない。

附則

1 この規定は、平成13年4月19日から施行し、平成13年4月1日から適用する。

2 大阪大学産業科学研究所放射線同位元素等使用施設放射線障害予防細則(昭和43年4月1日制定)は、廃止する。

附則

この改正は、平成14年4月1日から施行する。

附則

この改正は、平成16年4月1日から施行する。

附則

この改正は、平成17年4月1日から施行する。

附則

この改正は、平成18年4月1日から施行する。

附則

この改正は、平成19年10月1日から施行する。

附則

この改正は、平成21年4月1日から施行する。

附則

この改正は、平成22年4月1日から施行する。

附則

この改正は、平成22年9月10日から施行する。

附則

この改正は、平成22年10月21日から施行する。

附則

この改正は、平成24年4月12日から施行し、平成24年4月1日から適用する。

附則

この改正は、平成27年7月16日から施行する。

附則

この改正は、平成28年5月19日から施行する。

附則

この改正は、令和1年9月1日から施行する。

附則

この改正は、令和4年6月16日から施行する。

附則

この改正は、令和5年10月1日から施行する

附 則

この改正は、令和8年5月21日から施行する

(場所の測定)

別図1 産業科学研究所放射線使用施設における放射線障害防止に関する組織図









